２　（略）

３　第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一～六　（略）

４・５　（略）

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産		流動負債	
（略）		（略）	
預託家畜		賞与引当金	
（削る）		（削る）	
（略）		固定負債	
固定資産		（略）	
（略）		繰延税金負債	
外部出資その他の資産		負債の部合計	
（略）		（純　資　産　の　部）	
繰延税金資産		（略）	
（略）		純資産の部合計	
繰延資産			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第５号(2)（第117条第５号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日／　　年　　月　　日）損益計算書

（厚生農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
事業外費用	×××
（略）	
その他の事業外費用	×××
（略）	

（記載上の注意）　（略）

２　（略）

３　第一項第二十一号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一～六　（略）

４・５　（略）

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産		流動負債	
（略）		（略）	
預託家畜		賞与引当金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
（略）		固定負債	
固定資産		（略）	
（略）		長期繰延税金負債	
外部出資その他の資産		負債の部合計	
（略）		（純　資　産　の　部）	
長期繰延税金資産		（略）	
（略）		純資産の部合計	
繰延資産			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第５号(2)（第117条第５号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日／　　年　　月　　日）損益計算書

（厚生農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	
事業外費用	×××
（略）	
その他事業外費用	×××
（略）	

（記載上の注意）　（略）